

部活動指導ハンドブック

神奈川県教育委員会

令和8年7月追記

はじめに

学校教育の一環として行われる部活動は、単に技能や表現力が向上するだけでなく、個性・能力の伸長や学習意欲の向上、好ましい人間関係の形成、責任感・連帯感の涵養、心身の健全育成、生涯学習の基礎づくりなど、様々な意義や効果をもたらす教育活動です。

平成29年3月告示の中学校学習指導要領、同年4月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領及び平成31年2月公示の特別支援学校高等部学習指導要領は、部活動について、次のとおり明記しています。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【中学校学習指導要領 第1章総則第5の1のウ】

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則第6節の1の(3)】

【高等学校学習指導要領 第1章総則第6款の1のウ】

【特別支援学校高等部学習指導要領 第1章総則第2節第6款の1の(3)】

近年、生徒のニーズは多様化する傾向にあり、部活動の実施に当たっては、その実施形態など、生徒の参加しやすいような工夫が求められます。

このような中、県教育委員会では、平成21年9月に作成し、平成23年1月に改訂した「部活動指導ハンドブック」をもとに、指導者の方々には部活動がより安全で活発に行われるようお願いしているところですが、このたび、内容の修正や追加等により第2回目の改訂をしました。

本ハンドブックには、部活動の適切な運営や生徒の参加促進、体罰やハラスメントの根絶、事故や不祥事の防止など、指導者として必ず理解いただきたい内容を掲載しています。

本県の部活動指導に携わる多くの皆様が、本ハンドブックを活用され、本県の目指す「かながわらしい部活動」の実現が着実なものとなるよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年5月

神奈川県教育委員会

部活動指導ハンドブック 目次

はじめに

第1章 かながわらしい部活動の在り方

- 1 『かながわ教育ビジョン』について 2
- 2 かながわらしい部活動の実現に向けた視点について 3

第2章 適切な運営による、合理的で効率的・効果的な部活動

- 1 部活動方針の策定について 5
- 2 部活動の運営について 7
- 3 部活動に関する服務について 10
- 4 部活動に関する諸届等について 13

第3章 より多くの生徒が参加でき、参加した誰もが満足できる部活動

- 1 環境整備の推進について 17
- 2 指導体制の充実について 18
- 3 生徒の参加促進について 19

第4章 体罰・ハラスメントのない、生徒の「いのち」を尊重する部活動

- 1 かながわ「いのちの授業」について 21
- 2 体罰・ハラスメントについて 22
- 3 体罰・ハラスメントのない指導について 22

第5章 徹底した事故防止・不祥事防止による、安心・安全な部活動

- 1 事故の防止について 25
- 2 熱中症の予防について 25
- 3 事故への対応について 28
- 4 保障制度等について 32
- 5 不祥事の防止について 33
- 6 移動の安全確保のための対策について 36

参考資料①～⑮

部活動関係機関

第1章

かながわらしい部活動 の在り方

- 1 『かながわ教育ビジョン』について
- 2 かながわらしい部活動の実現に向けた視点について

1 『かながわ教育ビジョン』について

本県では、教育の総合的な指針である『かながわ教育ビジョン』に基づき、かながわらしい部活動の実現を目指します。

かながわ教育ビジョン

【基本理念】 未来を拓く・創る・生きる
人間力あふれる かながわの人づくり

【教育目標】



【かながわらしい教育に向けて】

今こそ大事な心ふれあう経験

「ふれあい教育」をさらに進め、人や社会と深くかわり、「心ふれあう」喜びを十分に味わう

よりよく生きるための「行動の知」を

教科の学習や様々な体験を生かし、よりよく生きるために行動できる力を身に付ける

『 心ふれあう しなやかな 人づくり 』

2 かながわらしい部活動の実現に向けた視点について

適切な運営による、合理的でかつ効率的・効果的な部活動

本県では、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成30年4月に「神奈川県部の活動の在り方に関する方針」及び「神奈川県立学校に係る部活動の方針」を策定しました。

学校は、設置者が策定した部活動の方針に則った「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、それに基づいて適切で計画的な活動がなされるよう、部活動の運営・管理体制を整えることが大切です。

より多くの生徒が参加でき、参加した誰もが満足できる部活動

本県では、『かながわ教育ビジョン』のアクションプランとして、部活動活性化推進事業である「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ」に取り組んでおり、自主的・自発的な部活動を通じた人づくりを基本方針に掲げています。

学校は、多様化する生徒のニーズに対応し、より多くの生徒が部活動への参加を通じて豊かな学校生活を送ることができるようにするとともに、生徒が主体となる活動を促す指導により、充実した活動が行われるようにすることが大切です。

体罰・ハラスメントのない、生徒の「いのち」を尊重する部活動

本県では、各学校における「いのちの授業」の実施、いじめ・暴力行為対策の推進と不登校への対応を重点的な施策に位置付け、子どもたちの「いのち」を守るために、すべての暴力を学校現場から一掃する考えのもと、平成25年7月に「体罰防止ガイドライン」を策定しました。

学校は、生徒が身体や心に痛みを受けることなく、生き生きと部活動に取り組めるよう、体罰やハラスメントの根絶に取り組むことが必要です。

徹底した事故防止・不祥事防止による、安心・安全な部活動

部活動における事故の未然防止について、日ごろから安全管理及び安全指導に取り組むとともに、万が一の場合には、適切で組織的な対応ができるような体制を整えておくことが求められます。また、不祥事が絶対に起こることがないように、部活動指導に関する教員の意識向上が重要です。

本県では、令和元年7月改訂の「運動時における安全指導の手引き（総論編）」や不祥事防止に関する各通知等により、学校における徹底した事故防止・不祥事防止を促し、生徒が安心・安全に取り組むことができる部活動を目指します。

第2章

適切な運営による、
合理的で効率的・効果的
な部活動

- 1 部活動方針の策定について
- 2 部活動の運営について
- 3 部活動に関する服務について
- 4 部活動に関する諸届等について

1 部活動方針の策定について

各学校は、校長が策定した「学校の部活動に係る活動方針」に則り、体制整備や合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備、取組の検証など、適切な部活動運営を行わなければなりません。

神奈川県立学校に係る部活動の方針（平成31年3月 神奈川県教育委員会）より

→ 参考資料①

(1) 年間指導計画の作成

部活動顧問は、適切な活動を推進するため、部活動の目標や運営方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出します。

また、活動時間や場所、年間の経費等については、保護者と生徒に明示し、理解を得られるようにします。その際は、保護者説明会など適切な機会を設けて説明することが望ましいでしょう。

校長は、年間指導計画や活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行え、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行います。

(2) 指導・運営体制の構築

部活動の運営・指導は、学校教育の一環として、校長の適切な管理・指導のもとで行うようにします。部活動顧問は複数名の配置が望ましく、日常の運営・指導は校長の指導・監督のもと、部活動顧問間で意見交換をし、情報共有を図りながら行うようにします。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけでなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められます。

また、生徒の発達段階や技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要です。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要です。

(4) 適切な休養日の設定

部活動は、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要です。各県立学校においては、休養日は次のとおり、各部活動の実情に合わせて柔軟に設定することとします。

◎ 週当たり平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設けること

〔具体的な運用について〕

- ① 各部活動の状況により、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。
- ② 年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日（週休日は半日×2日も可）以上の休養日を設けるようにする。

〔52日の考え方〕

- ① 平日は放課後の部活動が行われない日を1日とする。
- ② 週休日（祭日等を含む）は、全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。
- ③ 長期休業中は、生徒が終日活動できることから、週休日と同様の扱いとする。

また、活動時間について、1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、週休日3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととします。

なお、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）段階においては、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の状況に応じて、活動時間を設定することとします。ただし、長時間にならないようにします。

(5) 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

学校は、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定するために、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など、多様な選択肢の部活動を設置するなど、活動環境の整備が求められます。

また、校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実のため、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用など、地域との連携を図った環境整備に努めます。

(6) 取組の検証

部活動に係る取組は、取組状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくことが重要です。

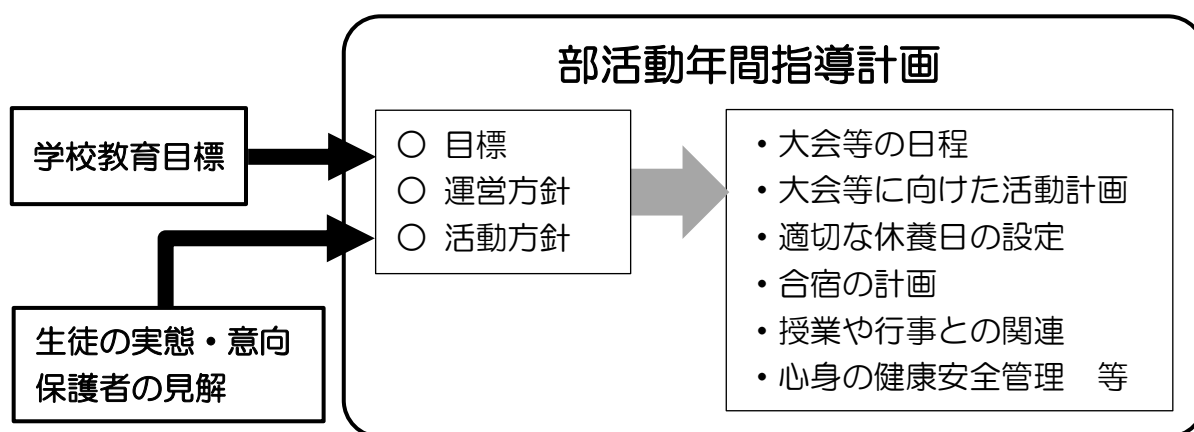
2 部活動の運営について

(1) 部活動顧問の役割

部活動顧問には、部活動の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があります。部活動の年間指導計画に目標や運営方針等を明確に示し、その達成に向けて生徒を支援することが求められます。

また、部活動顧問間や部活動インストラクター等と意見交換を行い、情報共有を図るとともに、役割分担をして、生徒の活動が充実するように努めます。

【 年間指導計画の作成（例） 】



【 顧問の役割（例） 】

- 年間・月間の活動計画等の作成
- 緊急連絡体制の構築
- 部活動予算の調整、運営費の管理
- 部員の生活指導
- 保護者との連絡・連携
- 校外活動時の引率
- 用具・施設の管理
- 顧問会議への出席
- 地域や他校、各連盟、各競技団体等との連絡調整
- 管理職等への報告・連絡・相談
- 部活動顧問間、養護教諭、トレーナー、部活動インストラクター等との連携など

(2) 外部指導者との連携

部活動指導員

部活動指導員は、会計年度任用職員で、県教育委員

会が配置を定め、校長が雇用します。校長の監督を受け、部活動の技術的な指導等に従事します。

校長は、部活動指導員に部活動顧問を命じることができます。（このとき、部活動顧問が部活動指導員のみである場合は、当該部活動に連絡調整を担当する教諭等をあてなければなりません。）

部活動インストラクター

部活動インストラクターは、県教育委員会が配置を定め、校長が委嘱します。部活動顧問との協力のもと、部活動の技術的な指導等の補助を行います。

県立高等学校及び中等教育学校に配置する部活動インストラクターは、校長が認めた場合、部活動顧問とともに、引率指導ができます。また、部活動顧問が引率指導をできないと校長が認めた場合、部活動インストラクターが単独引率指導をできることがあります。

部活動支援ボランティア

部活動支援ボランティアには、学生ボランティアと社会人ボランティアがあります。学生ボランティアは、教員を志望する意欲ある県内及び近隣大学の学生を対象にし、社会人ボランティアは、県立学校の部活動活性化に向けて、企業等連携協議会（かながわドリームアシストコミュニティ）加盟団体の社員等を対象にして、県立学校での部活動指導にボランティアとして携わる機会を提供しています。

	部活動指導員	部活動インストラクター	部活動支援ボランティア
身 分	会計年度任用職員	部活動インストラクター	学生ボランティア 社会人ボランティア
職 務 活動内容	校長の監督を受け、技術的な指導に従事	顧問との協力のもと、技術指導等の補助	教職員の指示のもと、部活動に関する指導
そ の 他	校長は部活動の顧問を命じることができる。	校長が認めた場合、単独引率指導ができる。	活動場所は、原則として受け入れ校とする。
参 考	県立学校部活動指導員取扱要綱 → 参考資料②	部活動インストラクター取扱要綱 他 → 参考資料③④	部活動支援学生／社会人ボランティア事業実施要領 → 参考資料⑤ - 1. 2

(3) 保護者との連携

保護者が部活動に寄せる期待は大きなものがあります。また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、保護者の理解を得ることは当然必要となります。活動に係る費用や健康・栄養面なども保護者の援助・協力は不可欠です。

学校や部活動顧問は、日ごろから保護者との信頼関係を築き、生徒の活動が充実したものになるよう心がけることが大切です。

【 保護者との連携のために 】

- 年度当初には、活動方針や指導方針を文書により保護者説明会などで周知しましょう。
- 保護者との連絡体制を整備しましょう。
- 部活動において徴収する部費や合宿費等は保護者が負担している経費であり、学校徴収金の性格を持つことから、適正な執行・管理をしましょう。

→ 第5章「5 不祥事の防止について」参照

- 保護者の経済的負担に配慮し、遠征や合宿、用具にかかる費用などの必要性を説明のうえ、保護者の同意を得ましょう。
- 緊急時の連絡先等を確認し、保護者と連携して適切な対応ができるようにしましょう。

保護者会との関わり

保護者会等による部活動への支援は、部活動の充実に有用なものであり、部活動指導の効果が上がることも期待できます。一方で、保護者会費の取扱いによるトラブルが起こる事例もあります。保護者会等との適正な関係を心がけることが大切です。

【 保護者との連携のために 】

- 保護者会との適切な協力体制の確立に努めましょう。
- 部活動において必要となる金品などは、保護者会に諮りましょう。
- 保護者会費の徴収や執行は保護者会等に委ねましょう。
(顧問が積極的に関わるとトラブルの原因となります。)
- 保護者会費の管理や執行、会計報告の適正な管理運営に向け、必要に応じて助言しましょう。

3 部活動に関する服務について

生徒が部活動において校外で活動するときは、旅行命令を受けた顧問（管理職であってもよい）の引率が必要です。その場合、大会やコンクール、校外活動、合宿等、生徒人数や活動内容に応じて引率人数を考慮してください。特に、登山・山行活動及び合宿は原則として複数の顧問の引率が必要です。

また、引率に当たっては、技術指導のみでなく、生徒の行動や事故防止についても指導することが求められます。

(1) 部活動に関する服務

部活動に関する教員の派遣については、次のとおりに取り扱います。

区分	No	内 容	取扱い	備 考
自校生徒参加	①	自校の生徒引率を伴うもの →大会、コンクール、練習試合、合同練習、校外合宿等	公務	
	②	自校の生徒が参加する予定の大会等の運営及びその準備に参加 →組合せ抽選会、県高校総体・県高校総文祭総合開会式、コンクールの事前説明会、大会準備等	公務	
自校生徒参加なし	③	全国大会、関東大会等に参加する場合で、県教育委員会が派遣依頼した者 →関東（全国）大会役員・審判員等	公務	・保健体育課長、高校教育課長から派遣依頼 ※特別支援学校については、特別支援教育課に確認
	④	県内公立学校の生徒が参加し、5団体（※）が主催・共催する県大会等で、自校生徒の参加予定のない大会（所属校に当該部がないものも含む）に役員として参加する場合で、5団体（※）が派遣依頼した者 →大会役員・審判員等	公務	・高体連は行事予定表で確認 ・高文連は、県高文連事業計画で確認 ・特体連は行事予定表で確認
	⑤	5団体（※）が主催(県教育委員会が共催するものを含む)する行事・練習会・合宿等の運営及びその準備に参加する場合で、県教育委員会が公務とした業務に従事 →県高校総体総合開会式、強化練習会、合同合宿等		

会務等	⑥	5団体（※）が開催する会議への学校代表として出席 →顧問総会、評議員会	公務	・高体連は行事予定表で確認 ・高文連は、県高文連事業計画で確認 ・特体連は特体連会長から派遣依頼
	⑦	5団体（※）及び上位組織等（※※）の役員として直近の大会等とは関係のない管理運営に係る会議に参加。 ただし、各種個別の協会から直接、校長へ依頼の場合は年休。 →本部役員、事務局員、理事・委員長会議、②以外の専門委員会等	職専免	・5団体（※）会長から派遣依頼

※ 5団体とは、県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟、県特別支援学校体育連盟、県高等学校野球連盟及び県高等学校ゴルフ連盟のこと。

※※ 例えば、県高等学校体育連盟においては、関東高等学校体育連盟、全国高等学校体育連盟のこと。

(2) 週休日・休日の振替等

部活動指導に係る教員の週休日・休日の振替等については、次のとおりに取り扱います。

業 務 内 容	振 替 期 間
① 対外運動競技等引率 (特殊業務手当のコード129の該当業務)	前4週間・後16週間
② 部活動の練習試合、練習等の業務	[課業期間中] 前4週間・後8週間 振替限度時間は、1月当たり8時間 ・7時間45分勤務日の場合、月1回 ・半日（4時間）勤務時間の場合、月2回 [長期休業期間中] 長期休業期間中の平日に振替
[備 考] ・週休日・休日に4時間以上7時間45分未満の勤務をした場合は4時間、7時間45分以上の勤務をした場合は7時間45分の振替等を行うことができる。 ・週休日・休日に8時間以上勤務をしたものを、分割（4時間と4時間に分割する等）して振替等を行うことはできない。 ・学校に部がない専門委員等が出張扱いで大会業務に携わった場合は、前4週間・後8週間の振替等に該当する。（上枠の「②部活動の練習試合、練習等の業務」に相当）	

(3) 教員特殊業務手当

部活動指導に係る教員特殊業務手当については、次のとおりに取り扱います。

業務に従事した時間		コード	単価 (円)
週休日・休日	その他の日		
① 対外運動競技引率等			
泊の有無に関わらず 7時間45分程度	泊を伴い7時間45分程度	129	5,100
② 部活動における生徒等に対する指導（①の場合の対外運動競技等引率を除く）			
3時間以上（継続）	—	131	2,700
3時間以上（断続）※1	勤務時間外3時間以上	132	1,200
1時間以上43時間未満 ※2	勤務時間外1時間以上3時間未満	133	500
—	[夜間定時制] 勤務時間終了後1時間以上2時間未満	135	600
[特別支援学校・特別支援学級] 1時間以上2時間未満	[特別支援学校・特別支援学級] 勤務時間外1時間以上2時間未満	136	600
[備 考]			
※1 コード132の手当に係る業務に従事した場合は、特別支援学校及び特別支援学級において行われるものにあつては、3時間を2時間に読み替える。			
※2 コード133の手当については、支給限度回数がある。			

(4) 兼業兼職等の承認

職務専念義務免除等申請の手引き（平成30年2月 教職員人事課作成）より

教育公務員である県立学校教員は、営利企業への従事等が制限されており、その特例として教員が兼業・兼職を行うためには、事前に申請を行い、承認を得ることが必須となっています。

（公財）神奈川県体育協会（以下「県体協」という。）加盟競技団体からの教員に対する協力依頼については、次のとおり取り扱います。

【 兼業・兼職の対象 】

県体協加盟競技団体からの協力依頼に基づく以下の業務

- 県体協加盟競技団体主催の大会等の運営、審判
- 県体協加盟競技団体主催の強化練習会等における選手への技術指導、講師
- ※ 県体協加盟競技団体から校長あての依頼文があるものに限る。

【 兼業・兼職承認申請の手続き 】

	報酬又は報酬と旅費 を受領する場合	旅費のみ を受領する場合
勤務時間内	原則として従事不可	原則として従事不可
勤務時間外	申請必要	申請不要

※ 長期休業中で公務に支障がない場合は、勤務時間内であっても年休等の届出により従事可となる。（報酬受領の場合は申請必要、旅費のみ受領の場合は申請不要）

【 兼業・兼職承認申請時の提出書類 】

- 職務専念義務免除（兼職等）承認申請書（第9号様式）
- 別添資料
- 県体協加盟競技団体からの依頼文の写し

4 部活動に関する諸届等について

県立学校は、部活動において合宿や登山・山行活動を実施する際には、校長の許可を得た各届を作成し、県教育委員会に報告します。

また、部活動に関すること等についての学校への取材や、取材されたことが新聞等に掲載またはテレビ等で放送があった場合は、回答速報及び報告票を作成し、県教育委員会に報告します。

(1) 合宿実施届（様式） → 参考資料⑥

部活動の合宿を実施する際に、校長の許可のもとに作成し、提出してください。

【作成の際の留意事項】

- ・実施する部活動を運動部と文化部に分けて、学校で取りまとめてください。
- ・生徒の身体的負担や家庭の経済的負担に配慮した計画であるか確認してください。
- ・食事を外注する際は、外注先を備考に必ず記入してください。
- ・合同合宿の際は、合同で実施する学校名を備考に必ず記入してください。

【提出先】 運動部についての実施届： 保健体育課
文化部についての実施届： 高校教育課

【提出期限】 実施の1ヶ月前まで

(2) 登山・山行活動実施届（様式） → 参考資料⑦

登山・山行活動を実施する際に、校長の許可のもとに作成し、提出してください。

【作成の際の留意事項】

- ・長期休業中に実施のものは、長期休業前に開催する登山情報交換会において、安全面等の実施内容の確認を行いますので、休業開始の2週間前までに提出してください。
- ・緊急連絡先（休日実施の場合は必ず管理職に連絡が取れる先）、通信機材（無線機、携帯電話等）、荒天対策、非常食の有無については、必ず記載してください。

【提出先】 保健体育課

【提出期限】 長期休業中の実施 : 休業開始の2週間前まで
長期休業以外の実施 : 実施の1週間前まで

(3) 新聞社等取材回答速報 → 参考資料⑧

部活動に関することをはじめ、学校が各報道機関から取材を受けた場合に作成し、速やかに提出してください。

【作成の際の留意事項】

- ・当日または翌日に報道される可能性があるものは、取材後、すぐに提出してください。

【提出先】 運動部についての速報 : 保健体育課
文化部についての速報 : 高校教育課

【提出期限】 取材後、速やかに

(4) 報道結果報告票 → 参考資料⑨

部活動に関することをはじめ、学校のことが新聞等に掲載またはテレビ等で放送された場合に作成し、提出してください。

【作成の際の留意事項】

- ・掲載された記事の写しは不要です。

※ 学校での新聞等のコピーについては、授業以外で使用する場合は著作権者の許諾が必要です。著作権の取扱いについて御注意ください。

【提出先】 運動部についての報告 : 保健体育課
文化部についての報告 : 高校教育課

【提出期限】 新聞等に掲載またはテレビ等で放送後

※ 部活動に関する諸届等

内 容	提出書類	提 出 先	提出時期
合宿 (泊を伴う部活動)	合宿実施届	【運動部】 保健体育課 【文化部】 高校教育課	実施の 1 ヶ月前まで
登山・山行活動	登山・山行実施届	保健体育課	【長期休業中】 休業開始 2 週間前まで 【長期休業以外】 実施の 1 週間前まで
取材を受けたこと について	新聞社等取材回答 速報	【運動部】 保健体育課 【文化部】 高校教育課	取材後速やかに
新聞等への掲載、 テレビ等での放送	報道結果報告書	【運動部】 保健体育課 【文化部】 高校教育課	掲載、放送後に

第3章

より多くの生徒が参加でき、
参加した誰もが満足できる
部活動

- 1 環境整備の推進について
- 2 指導体制の充実について
- 3 生徒の参加促進について

かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ

本プランの基本方針『自主的・自発的な部活動を通じた人づくり』に基づき、「参加した誰もが満足できる部活動」「より多くの生徒が参加できる部活動」を目指して、3つの観点から部活動の活性化に取り組みます。

- 1 環境整備の推進 <生徒が主体的に取り組む部活動>
- 2 指導体制の充実 <学校組織全体で取り組む部活動>
- 3 参加促進 <多様な志向に応じた部活動>

1 環境整備の推進について

各学校は、生徒の主体的な取組を育み、それぞれが自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境整備に努めます。また、けがや事故を防止し、安全・安心な活動を行うための指導体制や練習方法を確立するとともに、活動の場を保障する施設・設備の整備にも取り組むことが求められます。

生徒が主体的に取り組む部活動に向けた環境整備の推進 【部活動顧問用】チェックシート		チェック欄
(1) 個々の技能や記録等に関する目標や課題は、生徒自らが設定できるように指導している。		
(2) 目標達成や課題解決に向けて、必要な方法や内容を生徒自らが考え、もしくは選択して実践できるように指導している。		
(3) 指導は、過去の実績や経験によるものだけでなく、科学的・合理的な理論に基づいて行うようにしている。		
(4) 生徒が自主的・自発的に部活動に取り組む際に、安全・安心な活動が行えるような環境を整えている。		
(5) 生徒が自主的・自発的に部活動に取り組むことができる場を保障する施設・設備を整備している。		

かながわ部活の日

かながわ部活の日は、部活動の振り返りの日として部活動総点検を行うよう設定します。また、学校の実態に応じて、「入部奨励・部活動振興・交流の日」を設定することで生徒が主体的に取り組む部活動を推進します。

2 指導体制の充実について

部活動は、学校教育の一環として教育課程と関連が図られるよう留意することが重要であり、生徒のバランスの取れた心身の発達や豊かな学校生活の実現に向けて、学校組織全体で取り組む指導体制の充実が求められます。

また、部活動指導員・外部指導者等の活用や保護者との情報共有など、家庭・地域等と連携を図ることで、活動の効率化を図ることも大切です。

学校組織全体で取り組む部活動に向けた指導体制の充実 【部活動顧問用】チェックシート	
	チェック欄
(1) 生徒の競技力や表現力の向上に関する指導とともに、心身の健康安全や管理面においても適切な指導をしている。	
(2) 体罰や不適切な指導と厳しい指導との違いを理解するとともに、適切な指導方法を身に付けている。	
(3) 部活動内の顧問同士や他の部活動の顧問間で連携し、学校組織全体で部活動の指導体制の充実を図っている。	
(4) 学校として、部活動指導員や部活動インストラクター、部活動支援ボランティアなど外部指導者を活用し、指導の充実を図っている。	
(5) 部活動指導者としての資質向上や部活動運営の在り方に関する研修会に参加したことがある。	

部活動指導者資質向上研修講座

部活動指導者資質向上研修講座は、部活動本来の意義を理解し、生徒が自主的・自発的に取り組むことができる部活動を運営するための方法を学ぶなど、指導者としての資質向上を図るための研修会として、県教育委員会が実施しています。

部活動マネジメント研修講座

部活動マネジメント研修講座は、指導経験の浅い教員やリーダーとなる生徒等を対象に、部活動運営の在り方について学ぶとともに、生徒のリーダーシップを育成するための研修会として、県教育委員会が実施しています。

3 生徒の参加促進について

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切です。

そのため、部活動では、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和の取れた発達を促すことができるよう、目標や指導方針を設定することが必要です。

多様な志向に応じた部活動による生徒の参加促進 【部活動顧問用】チェックシート チェック欄	
(1) 部活動に参加する生徒には、競技力・表現力の向上のみを目的とするのではなく、活動そのものを楽しむことや仲間と一緒に楽しむことを目的とするなど、様々なニーズがあることを理解している。	
(2) 生徒の様々な目的や目標を把握し、部活動の目標や指導方針を設定している。	
(3) 生徒が楽しく満足な活動をできているかを把握し、多くの生徒が入部を希望するような、魅力的な部活動の運営に努めている。	
(4) 学校として、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置している。	
(5) 学校として、多くの生徒の部活動入部を奨励するような取組を行っている。	

かながわ部活ドリーム大賞

かながわ部活ドリーム大賞では、部活動への参加促進、競技力・表現力の向上、活発な活動実践や地域連携に貢献した学校や団体、個人に対して、県教育委員会が表彰し、部活動の活性化を推進しています。

※ 表彰項目例 【かながわ部活アクティブ賞】

①活動実績が学校の特色に繋がる顕著な取組やその他表彰に値すると認められる部（同好会を含む）、②校内や地域において地道に活動し、他の部活動・生徒の模範となるような活動をした部（同好会を含む）、③各校の「部活動の方針」等に則り、部活動運営の新たな工夫、改善を行った部（同好会を含む）に贈られる賞

第4章

体罰・ハラスメントのない、
生徒の「いのち」を尊重する
部活動

- 1 かながわ「いのちの授業」について
- 2 体罰・ハラスメントについて
- 3 体罰・ハラスメントのない指導について

1 かながわ「いのちの授業」について

本県のすべての学校では、あらゆる教育活動を通して子どもたちに「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きること、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを実感してもらう様々な取組を行っています。

県教育委員会では、各学校のこうした実践に光をあてた「いのちの授業」の取組を推進しています。

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する現在、いじめや自殺等が全国的に大きな課題となっている中、「いのちの授業」の必要性・重要性はますます高まっています。

さらに本県では、平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生したことを受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。

ともに生きる社会かながわ憲章

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見・差別も排除します。
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

県教育委員会では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、各学校における「いのちの授業」のより一層の充実のため、『かながわ「いのちの授業」ハンドブック』を作成し、各学校に配付しています。



2 体罰・ハラスメントについて

体罰は、学校教育法で禁止されており、決して許されるものではありません。本県では、教員等が児童生徒への身体に対する侵害だけでなく、「罰として長時間正座をさせる」など肉体的苦痛を与えるものも、体罰と捉えています。

また、体罰に当たらないものであっても、「人格を否定するような暴言」、「大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導」、「不必要な身体接触」、「無視や嫌がらせ」等、児童生徒を深く傷つける行為は不適切な指導であり、体罰同様に許されません。

【体罰と判断された事例】

- ・ 部活動の試合で不本意な結果であった複数の生徒に対し、頭を平手で叩く、膝で太ももを蹴る、つま先で腹を蹴る、髪の毛を上引っ張る等の行為を行った。
- ・ 指導に従わない生徒に対し、首元を押さえて体育館の端まで押し退けた。
- ・ 部活動中、気の抜けたプレイ等をした複数の生徒に対し、頭や背中等をペットボトルや平手で叩いた。
- ・ 部活動中、何度も同じ失敗を繰り返す複数の生徒に対して、頬を平手で叩く、鼻をつまむ、頬をつねる、額をボールで叩く等の行為を行った。

【不適切な指導例】

- ・ 部活動の練習試合でミスをした生徒に「馬鹿野郎。部活を辞めてしまえ。もう二度とくるな。」と怒鳴り、選手を交代させた。
- ・ 持ち物を紛失したと訴える生徒に「自分で失くしたのだろう。他の者を疑うな。」と言い対応しなかった。

3 体罰・ハラスメントのない指導について

県教育委員会では、体罰・ハラスメントのない「かながわらしい部活動」の在り方について、次のとおりまとめています。

体罰防止ガイドライン ～神奈川からすべての体罰を根絶するために～
(平成25年7月 神奈川県教育委員会) より

- ① 部活動を通じた人づくり
人間形成の場である部活動は、様々な意義や効果をもたらす教育活動です。

- ② 本当の意味の「自ら考え、行動できる生徒」とは
部活動は、段階的な指導を大切にすることで、生徒の自主的な判断・行動を育みます。
- ③ 適切な目標設定
大会等の勝利だけに固執せず、指導方針・指導計画等を生徒・保護者等に説明し、理解を得るようにします。
- ④ 生徒の状況把握
生徒とのコミュニケーションにより、生徒が何を求め、どのような心理状況にあるのかを把握することで、柔軟な対応をします。
- ⑤ ニーズとシーズ
生徒の多様なニーズに対し、指導者の指導方針等（シーズ）をマッチングさせ、部活動に参加した誰もが満足する成果を出していきます。
- ⑥ 複数顧問による運営・指導
部活動の指導は学校全体で組織的に進め、顧問教員1名に任せきりにならないよう、複数の教員で運営・指導に当たることが大切です。
- ⑦ 外部指導者との緊密な連携
学校外の専門的な指導が必要な場合、学校教育目標や部活動の指導方針等について外部指導者の理解を深め、顧問教員との緊密な連携を図ることが大切です。
- ⑧ 生徒とともに学ぶ
指導者は指導力向上のための自己研鑽を図るため、科学的かつ合理的な技術論・トレーニング理論の情報収集に努めます。
- ⑨ 体罰で生徒の技能向上は望めない
体罰・ハラスメントは、生徒の心に深い傷を残し、保護者や地域の方々との信頼関係を著しく損なうなど多大な悪影響を与えます。体罰・ハラスメントは絶対にあってはならないという教育的な指導を進めなければなりません。

第5章

徹底した 事故防止・不祥事防止による 安心・安全な部活動

- 1 事故の防止について
- 2 熱中症の予防について
- 3 事故への対応について
- 4 保障制度等について
- 5 不祥事の防止について
- 6 移動の安全確保のための対策について

部活動における事故の未然防止のため、各学校では、施設用具の点検整備や指導の徹底など、万全の体制で取り組んでいます。しかし、事故発生時や その後の対応に適切さを欠いてしまうと、生徒及び保護者の不信感を招くとともに、重大な問題につながる場合があります。

県教育委員会では、体育の授業や運動部活動等で事故が発生した場合の対応等を示すため、「運動時における安全指導の手引き（総論編）」を作成しています。

各学校においては、本手引き等を活用し、事故の未然防止に努めるとともに、緊急時に迅速な対応がとれるよう、組織的・計画的な研修を実施することが大切です。

1 事故の防止について

部活動における事故防止のための基本的な留意事項としては、「安全管理」と「安全指導」が挙げられます。

(1) 安全管理

- 施設用具の管理

施設用具の取扱いの熟知及び安全かつ適切な配置、採光・照明・換気など良好な環境の維持、使用規定の策定、器具庫等の整理整頓、定期的な安全点検 等

- 健康管理

生徒の心身の状態の把握、担任・養護教諭・家庭等との連絡体制の確立、定期健康診断結果への対応 等

- 自然条件への配慮

季節・気候・気温等への配慮、光化学スモッグへの対応、海・山等への対応 等

(2) 安全指導

- 指導組織の確立と指導計画の作成

学校全体の共通理解のもと、部活動の安全指導に当たるとともに、生徒に部活動の目標や学年・学級を超えた望ましい人間関係作りの大切さを理解させる。

- 適切な休養を確保

疲労と疲労などからくる気の緩みによる傷害を防止する。

- 他の部活動顧問、外部指導者等との連携

指導者不在の活動や指導者単独の指導を避け、安全対策に対応する。

2 熱中症の予防について

運動時の熱中症事故は、無知と無理解によって健康な人にも生じるものであり、適切な予防処置さえ講ずれば防ぐことができます。

(1) 運動中の熱中症予防5ヶ条

- ① 暑いとき、無理な運動は事故のもと
気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなります。また、運動強度が高いほど、熱中症の危険性も高くなります。
- ② 急な暑さに要注意
夏の初めや合宿の初日、あるいは夏以外でも急に気温が高くなったような場合に熱中症が起こりやすくなります。
- ③ 失われる水と塩分を取り戻そう
暑いときには、こまめに水分を補給するようにします。汗からは水分と同時に塩分も失われます。スポーツドリンクなどを利用して、0.1%から 0.2%程度の塩分も補給するようにします。
- ④ 薄着スタイルでさわやかに
暑いときには軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものにします。
- ⑤ 体調不良は事故のもと
体調が悪いときは体温調節能力も低下するため、無理に運動をしないようにします。

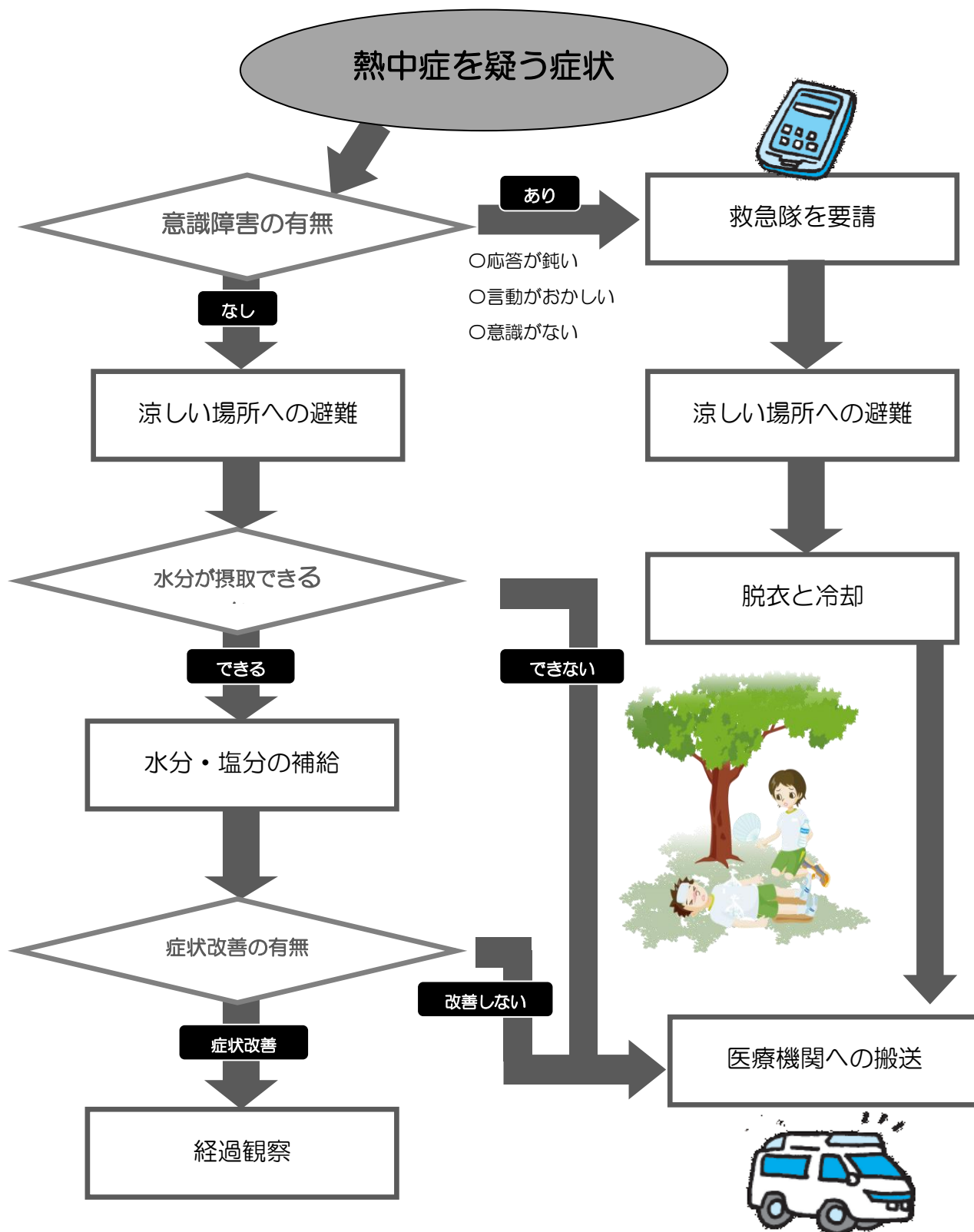
【参考】熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より）

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃		
31℃ 以上	27℃ 以上	35℃ 以上	運動は原則禁止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
ㄱ 28℃	ㄱ 24℃	ㄱ 31℃	嚴重注意 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10 分～20 分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人*運動を軽減または中止。
ㄱ 25℃	ㄱ 21℃	ㄱ 28℃	警戒 (積極的に休息)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
ㄱ 21℃	ㄱ 18℃	ㄱ 24℃	注意 (積極艇に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃ 未滿	18℃ 未滿	24℃ 未滿	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGT（暑さ指数とも言われる）の使用が望ましい。
 - 2) 乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
 - 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- ※ 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

(2) 熱中症が発生した場合

公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より



3 事故への対応について

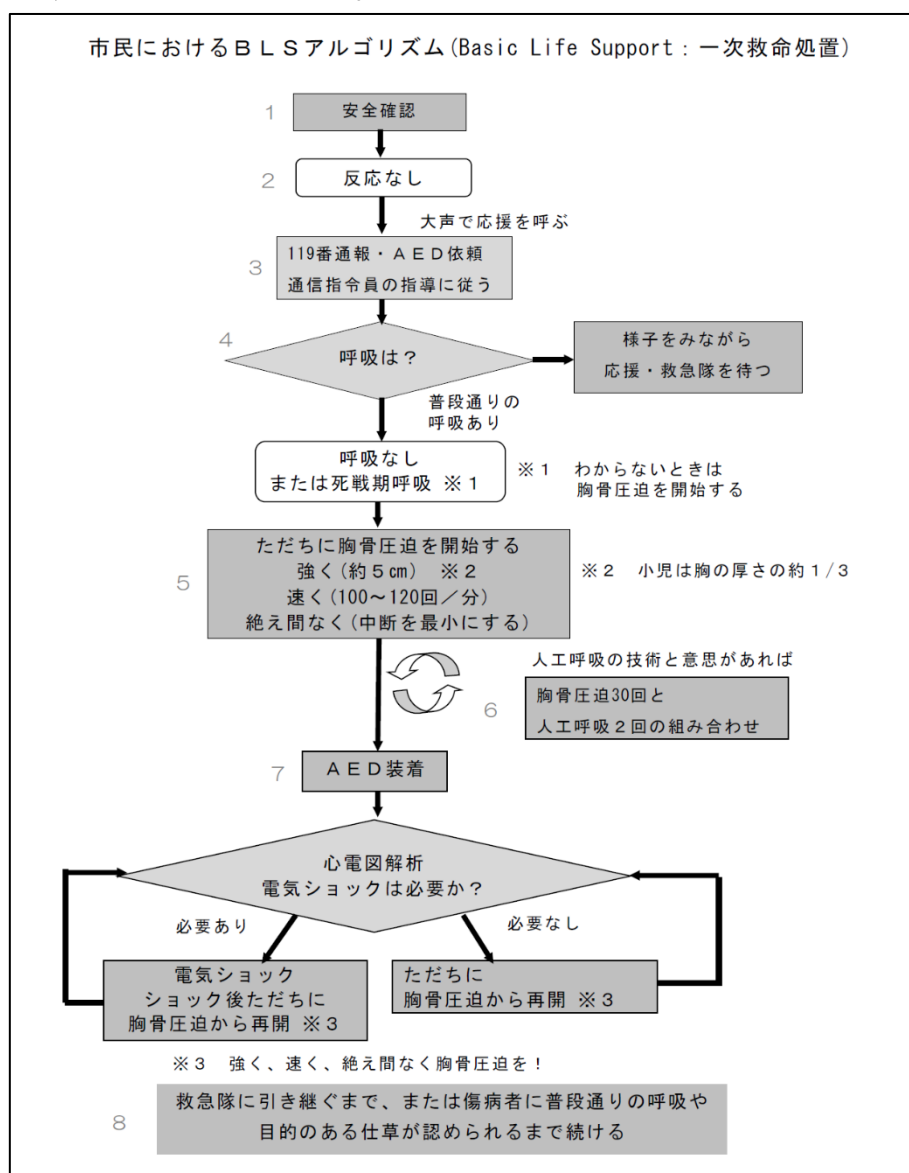
(1) 事故発生時の対応

事故発生の際には、けがや急病に対して、その場に居合わせた人が緊急に行う「応急手当」と、学校全体の協力体制で行う「組織的対応」が求められます。

応 急 手 当

○ 一次救命処置

傷病者の状況が重篤で、心肺蘇生や除細動が必要な場合は、速やかに一次救命処置（BLS）を行います。

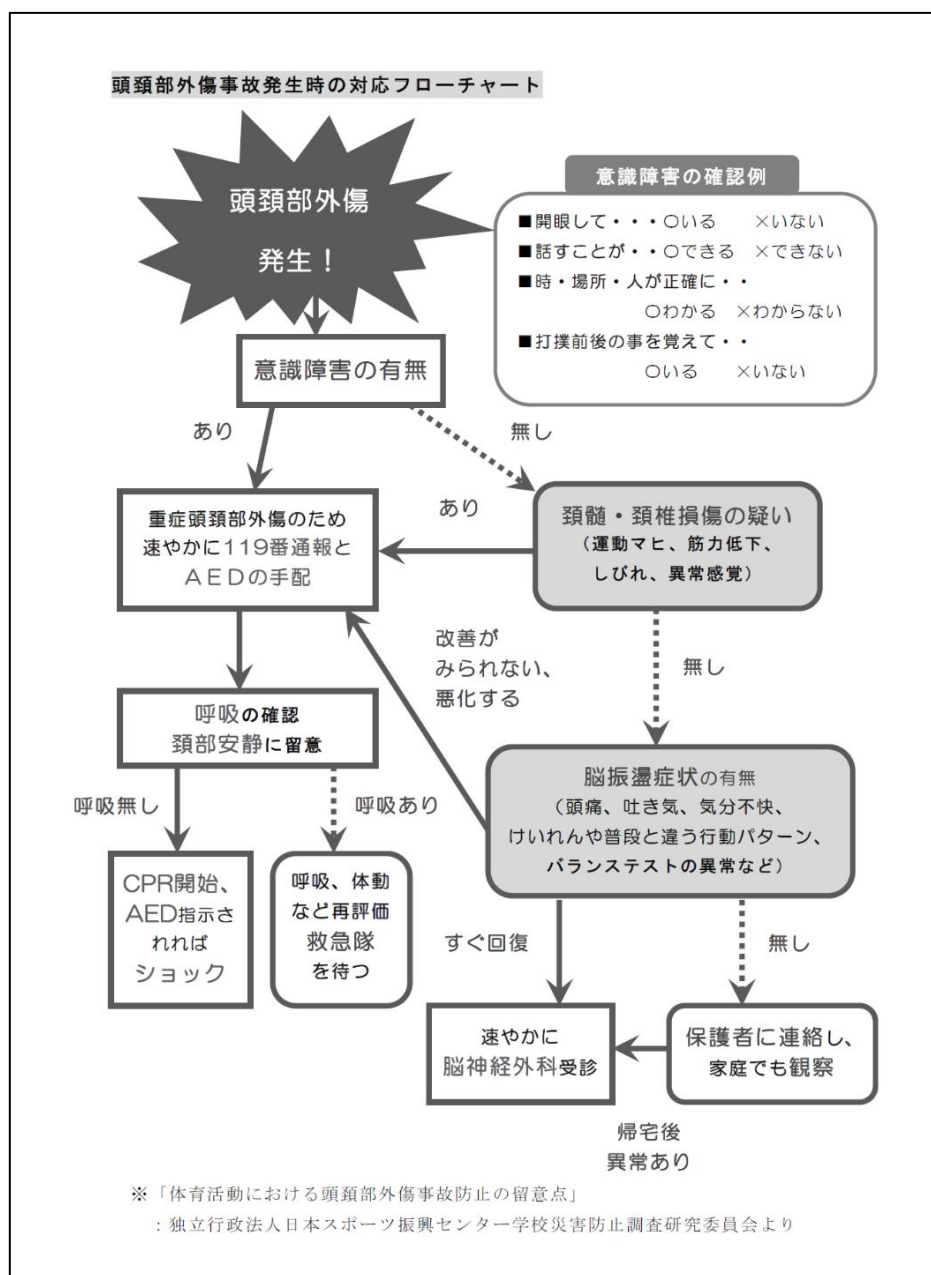


JRC 蘇生ガイドライン2015 一般社団法人 日本蘇生協議会より

○ 頭部外傷、頸部の負傷への対応

傷病者の状態（意識、呼吸、脈拍、出血等）を観察し、症状（意識障害の有無、脳震盪状態の有無、頭痛・吐き気・気分不良・けいれんの有無等）を確認します。意識がはっきりしていても頸部を負傷している場合がありますので、しびれや異常感覚がないかを確認します。

意識障害が継続する場合や脳震盪の症状に改善が見られない場合、頸髄・頸椎損傷が疑われる場合は、速やかに救急車を要請する必要があります。



○ 脳貧血への対応

めまいが起きそうなときは、すぐに水平に寝かせて呼吸を確保し、衣服を緩めて毛布などで保温します。倒れた際は、けががなかったかを調べ、回復が遅い場合は、医師の診断を受けるようにします。

○ 目に物が当たった場合への対応

すぐに横に寝かせ、患部を水で濡らしたタオルなどで冷やします。腫れがひどかったり目の中が出血している場合は、傷病者を起こして歩かせず、できるだけ安静にして医師の診断を受けるようにします。

○ 歯の損傷への対応

歯の破折・脱落や口内の裂傷などは、緊急的処置が必要になります。破折・脱落した歯の保存は、処置までの時間が大きく影響しますので、保存液に浸すなどして運び、早急に受診するようにします。

○ けが等の応急手当

擦り傷や切り傷、それに伴う出血、捻挫、打撲、骨折、やけどなどのけががあった場合は、けがの状況により適した応急手当を行い、場合によっては速やかに医師の診察を受けるようにします。

組織的対応

学校の救急体制を組織化するためには、次の3点を考慮する必要があります。

- ① 事故発生時の緊急連絡体制、地域の医療機関名、所在地、電話番号を調べておく。
- ② 教職員の役割分担を明確にすると同時に、相互の連携がとれるように工夫する。
- ③ 養護教諭が不在の時でも、適切な応急処置が行えるようにする。

【役割分担】

- 管 理 職：移送の判断・指示、教職員への指示・連絡・指導、記録 等
- 養護教諭：状態の観察、救急処置、校長・担任への連絡、記録 等
- 顧 問 等：状況調査、保護者連絡、移送手配、他生徒の管理、記録 等

【注意事項】

傷病者を移送する場合は、原則として救急車を要請する。

119

救急車要請の目安

- 意識喪失の持続 ○ショック症状の持続 ○けいれんの持続
 - 激痛の持続 ○多量の出血 ○骨の変形（開放性骨折を含む）
 - 広範囲の火傷 ○大きな開放性損傷
 - 事故の状況から重大事故の恐れのあるもの（頭部打撲・頸椎捻挫・内臓破裂等）
- ※ 目安としての例ですので、事故発生状況、生徒の状況から判断してください。

(2) 事故後の対応

負傷した生徒及びその保護者に対しては、次のことに留意して、誠意を持った対応を心掛けるようにします。

① 謝意を伝える

負傷した生徒の保護者に対して謝意を表します。このことが学校の過失責任を認めたことに直結するものではありませんので、保護者が不信感を募らせないよう、状況に応じて、校長、副校長、教頭、学級担任などが適切に対応するようにします。

② 事故発生状況及び事故後の対応について事実を伝える

保護者に負傷の程度、原因、その後の対応等を説明します。ここで重要なのは、事実をありのままに伝えることです。事故の状況を正確に把握することが大切です。曖昧な情報を伝えることは避け、把握した内容を正確に伝えるとともに、不明な部分は早急にまとめ、改めて説明する旨を伝えます。

③ 軽度なけがでも保護者へ連絡

軽度の負傷でも、保護者への連絡を心掛けます。特に、頭部、顔面、脊椎、腹部などを負傷した場合には、時間経過とともに悪化が進み、思いも寄らない状況に陥ることもありますので、必ず保護者に事故発生状況を伝えるとともに、自宅での経過観察についても依頼するようにします。

④ 生徒や保護者の不安を取り除く

長期の入院や通院が必要となる場合は、これに伴う欠席や欠課についての学校の対応、治療にかかる費用への補償、学習の遅れなど、生徒や保護者は多くの不安を抱きます。それらを取り除くために、家庭訪問や病院への見舞いなどの機会に、学校としての対応や災害共済給付制度などについて早い時期に説明します。また、生徒の様子把握のため、保護者との連絡を頻繁に取るようにします。

⑤ 事後の経過観察

生徒が登校を再開しても、しばらくの間は、当該生徒の学校生活の様子に気を配り、多くの教員が連携して、励ましの声かけなどを心掛けます。

⑥ 給付金の手続きは速やかに

生徒が負傷した場合、医療費や後遺障害についての給付制度があります。

⑦ その他

事故の発生状況や負傷の程度によっては、再発防止策についても、保護者に説明する必要が生じます。

(3) 事故の報告

頭部、顔面、脊椎、腹部など正中線上の負傷や入院が必要な負傷を伴う事故、また、安全管理や安全指導上問題があると思われる場合、学校は次のとおり教育委員会に届け出をする必要があります。

① まず電話で一報

校長または副校長、教頭は、次の要点に沿って、速やかに教育委員会支援部学校支援課学校支援グループに電話で一報します。

- どのような活動中の事故か
- 発生日時
- 負傷生徒氏名・学年・年齢
- 発生場所
- 負傷の程度（負傷の名称）
- 発生状況
- 発生後の対応（応急手当などを時系列に沿って）
- 保護者への連絡（いつ、誰が、誰に、どんな内容を）
- その後の経過（入院、帰宅、負傷生徒の様子、今後の見通し・学校の対応など）

② 事故報告書の提出

事態が一段落した後、必要に応じて事故報告書を教育委員会支援部学校支援課学校支援グループに提出します。

報告書提出にあたっては、運動部活動の活動計画書や練習内容など、事故発生時の活動の内容が分かるものや、事故発生時の見取り図等事故発生状況が分かる資料を必要に応じて添付します。

治療が長引くような場合でも、まず事故報告書を提出し、その後の経過に応じて報告します。

4 保障制度等について

(1) 負傷生徒への医療費等

生徒の自己・負傷に対しては、次のような医療費や後遺障害についての保障制度があります。

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度
県立学校の全生徒を対象とし、学校管理下の活動中に起こった事故に対応する。
- 一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会 見舞金
入会者を対象とし、災害の認定は日本スポーツ振興センターの認定に準ずる。
また、給付額は、死亡及び障害見舞金は日本スポーツ振興センターの給付額の7割、負傷等見舞金は（同センターの給付額が1万5千円以上の場合）6割の額となる。その他独自の見舞金（義歯見舞金、特別見舞金、供花料）がある。
- 神奈川県高等学校体育連盟 傷病見舞金
納入者を対象とし、高体連の大会や部活動中に起こった事故に対応する。

(2) 災害補償・指導責任

災 害 補 償

部活動顧問が、生徒を指導しているときなどにけがをした場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が適用されます。

指 導 責 任

学校教育活動中に発生した事故により児童生徒が死傷した場合には、被害者または保護者から、それによって生じた損害の賠償を求められることがあります。

これらの損害賠償の請求は、民法または国家賠償法の規定に基づき行われるものですが、教職員に故意もしくは過失があり、または学校施設の設置管理に瑕疵があり、それによって学校事故が生じた場合のみ損害賠償が請求できることになっています。

5 不祥事の防止について

(1) 運営経費の処理 → 参考資料⑩～⑭

各部が個別に徴収する部費や合宿費については、保護者が負担している経費であり、学校徴収金の性格を持つ経費と考えられます。生徒・保護者から徴収する経費は、誰が見ても納得できる目的・内容・効果等が勘案された支出でなければならず、校長の意思決定のもとに保護者から必要金額を徴収し、預かったお金については決算報告まで行う必要があります。

① 運営経費等の徴収

校長及び部活動顧問の連名による文書を事前に保護者あて「通知」する。また、現金を領収した際は、校長及び部活動顧問の連名による「領収書」を発行する。

② 現金の保管及び管理

現金の保管は、「口座管理」を原則とする。なお、現金を取り扱う場合は、紛失等の事故が起きないように十分留意するとともに、できる限り生徒が現金を取り扱うことがないように十分配慮する。

③ 支払い（執行）及び出納

支払いをした場合は必ず「領収書」を受領する。また、「現金出納簿」に記載し、領収書と照合できるようにしておく。原則として立替払いはしない。

④ 業者選定の適正化

ユニフォーム等の物品購入に関しては、「業者選定」を公正に行うとともに、選定経過を明確にし、校内の組織で諮った上で決定する。また、価格についても保護者に過重な負担とならないよう留意する。購入にあたっては、事務や管理職と相談する。

⑤ 保護者への会計報告

校長及び部活動顧問名による「会計報告」を保護者あてに通知する。

⑥ その他

帳簿類は関係書類を含め、完結後「5年間保存」する。

(2) 個人情報の管理

部活動顧問が、生徒に対する部活動指導に係る連絡に携帯電話・スマートフォン、電子メールを使用する場合には、「神奈川県個人情報保護条例」等に基づき、個人情報の収集・登録・管理・廃棄を適切に行うようにします。また、携帯電話・スマートフォン・電子メールは、教育指導上必要な、緊急性を要する業務上の連絡に限って使用することを徹底します。

なお、生徒への連絡に携帯電話・スマートフォン・電子メールを使用することとなった場合には、次の取組が徹底されるようにします。

- ① 生徒の携帯番号・電子メールアドレス（以下「連絡先」という。）を収集する必要がある場合は、校長の許可を得て、本人、保護者に目的を伝え、必ず文書により承諾を得ること。

- ② 個人情報収集する場合においても、生徒の代表者の連絡先だけを収集し、代表者から要件を伝達するなど、収集する個人情報を最小限にすること。
- ③ 生徒への業務以外の私的な通話や通信は、絶対に行わないこと。
- ④ 生徒への連絡に電子メールを用いる必要がある場合は、業務用個人メールを用いること。（メッセージアプリ等や私的メールアドレスの使用禁止）
- ⑤ 業務上必要と認められ、生徒の連絡先を教職員が使用する端末（校務用、個人用を問わず）に登録する場合は、「個人情報等持ち出し許可願」により許可を得ること。
- ⑥ 生徒の連絡先を登録する場合は、端末にパスワード等を設定し、他人による情報表示や他の情報機器への取り出しを防止する措置を確実に講じること。また、管理職は、その状況を把握すること。

また、生徒に対しても、部活動顧問をはじめ教職員への私的な通話や通信は絶対に行わない等、教職員との間の適切な連絡方法について、説明を徹底します。

(3) わいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントの防止

教員は生徒の人格形成に大きな役割を担っており、教員による生徒セクシュアル・ハラスメントは決して許されない行為です。特に、学校において、教職員が、生徒や関係者を、不快にさせる性的な言動を行うことを『スクール・セクハラ』といいます。

発言…性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、性的な噂の流布、性的な体験や容姿などの身体的特徴について話す・聞く 等

行動…わいせつな図画・写真（水着ポスター等）の掲示、性的関係の強要、身体への不必要な接触・凝視、執拗な電話や電子メールの送付 等

教員の何気ない言動が、生徒に不快な思いをさせているかもしれません。生徒の感じ方はさまざまです。教員が「このくらいは大丈夫だろう」「以前なら問題なかった」と思ってとった行動が、セクハラにつながる可能性もあるため、不快にさせる性的な言動を行わないように、常に注意する必要があります。

【スクール・セクハラが起こる原因】

○ 教員と生徒等の関係性

教員は生徒と対等な関係ではないため、生徒から「不快である」という意思表示がないからといって、その言動が受け入れられていると思い込むようなことがあってはなりません。

○ 学校の密室性

学校の中には、周囲の目が届かないことがあります。日ごろから、複数人の指導を心がけ、お互いに声掛けをするなど、他の教員やクラスにも関心を持つようにするとともに、教職員が互いの言動について、声に出してお互いに注意し合える、人権意識の高い職場環境づくりが大切です。

○ 成長過程にある生徒

生徒は発達段階によっては、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けていても、そう判断できない場合があります。生徒を、人格をもった一人の人間として、尊重することが大切です。

○ 人権意識の不足

教員によるセクシュアル・ハラスメントは、生徒の心に深い傷を負わせるばかりでなく、その後の成長に影響を及ぼす可能性があるとともに、教職員や学校だけでなく、教育全体への信頼を失墜させることになります。

セクハラは重大な人権侵害にあたる行動であることを認識し、常に人権感覚を磨く必要があります。

6 移動の安全確保のための対策について

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省等は「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」（令和8年6月）を取りまとめました。

本県の実情を踏まえ、次の内容について、改めて、確認・徹底に努めてください。

→ 参考資料⑮

(1) ガバナンスの徹底

- ① 学校は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応する。

- ② 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動の引率計画について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底する。
- ③ 学校は、生徒の校外活動の計画、緊急時の連絡体制について、書面等により、生徒、保護者に対して事前に連絡する。
- ④ 引率教職員は、出発から帰着まで安全管理上の責任を有することを再認識し、事故発生時の連絡体制及び緊急時の対応について、学校、生徒及び保護者と事前確認を徹底する。

（２）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

部活動において移動が必要となる場合、公共交通機関を利用することが基本となりますが、各学校の実情を踏まえて、貸切バスを利用する場合は、次の点に留意してください。

- ① 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定する。
- ② 学校は、貸切バスの利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）が明確化されたものを貸切バス事業者、旅行業者から受領し、契約に関する書面については整理して保存する。

（３）教職員等の同乗について

学校は、部活動における移動に貸切バスを使用する場合、緊急時の対応等、生徒の安全管理の観点から、教職員等（部活動指導員、条件を満たした部活動インストラクターも可）が同乗する。

（４）安全意識の啓発・研修等

学校の管理職・教職員等は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努める。

顧問、担当者任せにせず、学校組織全体として対応する。

(5) 部活動に関する移動の安全確保についての Q&A

Q1. 貸切バスを利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A1. 以下の 4 点について留意が必要です。

- ・ 事業者の選定に当たっては、法令に基づく国による許可又は登録等を受けた事業者であることを確認すること
- ・ 書面により契約内容（契約主体、内容等）を確認し、事業者から運送引受書を受領すること
- ・ 乗車前にナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を確認すること
- ・ 貸切バス事業者安全性評価認定制度（いわゆるセーフティバス認定）を参考とすること

Q2. 部活動での自家用自動車、レンタカーを利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A2. 「自家用自動車の公務使用に係る幼児・児童・生徒の同乗等について（通知）」、「教育委員会関係職員のレンタカーの公務使用に関する取扱要綱」をご参照ください。

Q3. 部活動以外での自動車利用（修学旅行、学校行事での貸切バス・タクシー利用）の際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A3. 令和8年6月30日に、文部科学省等により発出された「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて（通知）を確認してください。

参 考 資 料

神奈川県立学校に係る部活動の方針

神奈川県教育委員会

本方針策定の趣旨等

- 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長や自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- この様に教育的価値の高い部活動の在り方について、過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成 30 年 3 月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。県及び県教育委員会では、前述のガイドラインに則り文化部活動を含め「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）を策定した。
- 県立学校を所管する教育委員会では、前述のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「神奈川県立学校に係る部活動の方針」（以下「本方針」という。）を策定し、文化部活動も準じて取組を進めてきたが、平成 30 年 12 月に、文化庁においても改めて「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したことから、県及び県教育委員会は、県の方針を改定し、県教育委員会は、本方針を改定した。
- また、本方針ではこれまでと同様に運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 部活動顧問は、活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。
- エ 校長は、活動方針や活動計画（活動日、休養日、参加予定の大会日程等）を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいが、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。
- イ 校長は、年間指導計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。

- ウ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動インストラクター等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
- エ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。
- オ 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒の過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日を確保することが必要である。

(1) 休養日の設定について

休養日の設定に当たっては次のとおり、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。

◎週当たり平日1日以上、週休日1以上の休養日を設けること。

〔具体的な運用について〕

- ① 各部活動の状況により、練習場所や公式戦・コンクールの時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。
- ② 年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日（週休日は半日×2日も可とする。）以上の休養日を設けるようにする。

〔52日の考え方〕

- ① 平日は部活動が行われない日を1日とする。
- ② 週休日（祭日等を含む。）は、全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。
- ③ 長期休業中は、生徒が終日活動できることから、週休日と同様の扱いとする。

(2) 活動時間について

1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、週休日3時間程度とし、できるだけ短時間に、

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）段階においては、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の状況に応じて、活動時間を設定すること。ただし、長時間にならないようにすること。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

(2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備に努めること。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

5 学校単位で参加する大会の見直しについて

校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査する。

6 取組の検証

本指針に示す県立学校の部活動に係る取組については、年度ごとに取組状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この方針は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

県立学校部活動指導員取扱要綱

1 趣 旨

この要綱は、県立学校における部活動指導員の任用について必要な事項を定めるものとする。

2 職務等

(1) 県立学校部活動指導員（以下、部活動指導員）は、学校の教育計画に基づき、スポーツや文化及び科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事するものとする。

(2) 部活動指導員の職務は、次のとおりとする。

ア 実技指導

イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

ウ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率

エ 用具・施設の点検・管理

オ 部活動の管理運営

カ 保護者等への連絡

キ 年間、月間指導計画の作成

ク 生徒指導に係る対応

ケ 事故が発生した場合の現場対応（応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡、教諭等への報告）

コ その他、部活動指導を適切に実施するために必要な事項

(3) 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。部活動指導員のみを顧問とする場合は、連絡調整のために、当該部活動を担当する教諭等をあてること。

(4) 部活動指導員は、当該部活動の顧問や上記(3)の部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図るものとする。

(5) 旅行命令権者は、部活動指導員が、その職務を遂行するために必要な場合、自家用自動車を使用して旅行を命じることができることとし、その取扱いは「教育委員会関係職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱」に準じる。

3 身 分

部活動指導員は、県立学校等第1号会計年度任用職員とする。

4 配 置

部活動指導員の配置は、教育委員会が別に定める。

5 任用

- (1) 部活動指導員の採用は、校長が行うものとする。
- (2) 校長は、部活動指導員を採用しようとするときは、採用予定者から履歴書を提出させ、学校教育活動への深い理解をもち、当該採用予定者の知識、技能及び体力等を勘案のうえ選考するものとする。
- (3) 部活動指導員の任用は、他の任用に際して、いかなる優先権をも与えられるものではない。
- (4) 部活動指導員の資格要件は、次の要件を全て満たすこととする。
 - ア 任用後に指導を行う部活動の種目において1年以上の指導実績を有していること。
 - イ 満20歳以上であること。
 - ウ 県が指定する部活動の地域指導者等を対象とした講習会の修了者、又は、教員（臨時的任用職員及び非常勤講師を含む）経験者であること。
 - エ 部活動指導員健康診断書（第2号様式）による全ての検査項目が受診できる病院、又は、診療所において健康診断を受診し、適格と判定されること。
- (5) 校長は、部活動指導員の採用に際し、会計年度任用職員採用書（第1号様式）（以下、採用書）及び任用条件通知書（第1号様式の2）（以下、通知書）により任用条件を当該職員に対し明示しなければならない。
- (6) 任用期間は1年以内とし、会計年度を超えてはならない。ただし、再任を妨げない。
- (7) 校長は、部活動指導員が任用期間中に辞職しようとするときは、当該日の2週間前までに辞職願（第3号様式）を提出させるものとする。
- (8) 校長は、部活動指導員の辞職を承認するときは、辞職願を提出させ、辞職承認書（第4号様式）を交付するものとする。

6 服務の宣誓

所属長は、新たに第1号会計年度任用職員を採用するときは、当該職員に対し、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年神奈川県条例第2号）に基づく宣誓書を提出させなければならない。

7 勤務形態

- (1) 週当たりの勤務日数は5日（平日4日、週休日1日）を原則とし、週の勤務時間は14時間、月の勤務時間は61時間とする。
- (2) 勤務日数を変更する場合は、1週間前までに採用書（第1号様式）及び通知書（第1号様式の2）によりその期間の任用条件を当該職員に対し明示しなければならない。

8 研修

部活動指導員は、以下の内容に関して、研修を受けるものとする。

- (1) 部活動が学校教育の一環であること等の部活動の位置付け。
- (2) 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等の教育的意義。
- (3) 学校全体や各部活動の目標や方針。

- (4) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うことや、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと。
- (5) 生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること。
- (6) 服務(部活動指導員が校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等)の遵守。
- (7) その他、部活動指導員の職務を遂行するにあたり必要とされるもの。

9 給与等

(1) 報酬

「県立学校等第1号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱（令和2年3月25日制定）」（以下、「取扱い要綱」）「11 基本報酬」(4)の定めるところによる。

時給：1,648 円 ※地域手当を含む

(2) 通勤手当

「取扱い要綱」の定めるところによる。

10 報酬等の支給方法

「取扱い要綱」の定めるところによる。

11 旅 費

「取扱い要綱」の定めるところによる。

12 休暇等

「取扱い要綱」の定めるところによる。

13 服務等

「取扱い要綱」の定めるところによる。

14 社会保険

「取扱い要綱」の定めるところによる。

15 報 告

校長は、部活動指導員に関し、異例な事故が発生した場合は、直ちにその事情を保健体育課長に連絡するとともに、文書をもって報告しなければならない。

16 災害補償

「取扱い要綱」の定めるところによる。

17 その他

校長は、この要綱によりがたい特別の事由があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は 令和 2年 4月 1日から施行する。

部活動インストラクター取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、部活動を補助するインストラクター（以下「部活動インストラクター」という。）の委嘱について必要な事項を定めるものとする。

2 配置

部活動インストラクターの配置は、教育長が別に定める。

3 委嘱

- (1) 部活動インストラクターの委嘱は予算の範囲内において、県立学校長（以下「校長」という。）が行うものとする。
- (2) 校長は、部活動インストラクターを委嘱しようとするときは、委嘱予定者から履歴書を提出させ、当該委嘱予定者の知識、技能及び体力等を勘案のうえ選考するものとする。
- (3) 部活動インストラクターの委嘱は、校長が委嘱書（第1号様式）を交付して行う。
- (4) 委嘱期間は、同一会計年度内とする。
- (5) 委嘱にあたり、校長は、部活動インストラクターから誓約書（第2号様式）を徴するものとする。
- (6) 校長は、部活動インストラクターが委嘱期間中に辞職しようとするときは、当該日の2週間前までに辞職願を提出させるものとする。
- (7) 校長は、部活動インストラクターの辞職を承認するときは、辞職承認書（第3号様式）を交付するものとする。
- (8) 校長は、次の各号の一に該当する場合は、部活動インストラクターの意に反して委嘱を打ち切ることができる。この場合、委嘱終了通知（第4号様式）を交付するものとする。なお、イからエまでの規定により委嘱を打ち切る場合は、少なくとも30日前に委嘱終了予告通知（第5号様式）により文書をもって予告するものとする。
 - ア 誓約書の内容が遵守されない場合
 - イ 心身の故障のため業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
 - ウ 刑事事件に関し起訴された場合
 - エ その他、部活動インストラクターとしての適格性を欠くと判断される場合

4 経費

- (1) 教職員人事課は、部活動インストラクターの配置に要する経費を予算の範囲内で配置対象校に再配当する。

(2) 部活動インストラクターの配置に係る支出執行手続きは、各校において神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号）の定めるところにより行うものとする。

なお、謝礼金は、指導の履行確認後、指導を行った翌月の16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは17日（17日が同法に規定する休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）に支給するものとする。

(3) 部活動インストラクターに対する謝礼金（交通費を含む。）の額は、想定される指導要請の頻度に応じて次のとおりとする。

週2回以上	21,900円
週1回程度	18,700円
月2回程度	9,000円
月1回程度	6,000円

なお、謝礼金の額は委嘱時に決定し、各月ごとの従事内容に関わらず同額を支給するが、各月ごとに指導状況確認表（第6号様式）により履行確認を行い、全く指導が行われなかった月については、支給しないものとする。

(4) 部活動インストラクターが当該職務に関連のある用務により旅行した場合は、常勤職員の例により算出した旅費を支給する。

なお、自家用自動車を旅行に使用することはできない。

5 報告

校長は、部活動インストラクターに関し異例な事故が発生した場合は、直ちにその事情を教職員人事課長に連絡するとともに、文書をもって報告しなければならない。

6 保険

校長は、部活動インストラクターの委嘱にあたり、部活動インストラクターを所要の保険に加入させるものとする。

7 その他

校長は、この要綱によりがたい特別の事由があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

校長は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の実施のために必要な準備行為をすることができる。

部活動における部活動インストラクターの単独引率指導に関する取扱要領

1 対象とする活動

学校教育団体またはこれに準ずる団体が主催し、県内で開催する大会を対象とし、参加にあたって、次の理由で当該部の顧問による引率指導ができないと学校長が認めた場合。ただし、宿泊を伴う場合を除く。

- (1) 大会の会場が分散しており、当該部の顧問では引率指導者が不足する場合。
- (2) 顧問の健康上の理由等で、引率指導が不可能な場合。
- (3) 当該部顧問が修学旅行等、泊を伴う学校行事により引率指導が不可能な場合。
- (4) その他(1)、(2)または(3)に準ずる場合。

2 単独引率指導者の条件

次の(1)から(4)の条件を全て満たしていること。

- (1) 当該部を指導していること。
- (2) 当該部において1年以上の指導実績を有していること。
- (3) 満20歳以上であること。
- (4) 県が指定する部活動指導者に係る研修講座の修了者、または、教員（臨時的任用職員及び非常勤講師を含む）経験者であること。

3 保護者の事前了承

部活動インストラクターによる単独引率指導を行う場合は、部活動インストラクター単独引率指導保護者承諾書（第1号様式）により、予め保護者の了承を得ておくものとする。

4 引率指導の依頼及び承諾

学校長は、上記1、2及び3の各項目を満たしている場合において、さらに、引率指導を依頼しようとする部活動インストラクターの日常の指導状況等を考慮のうえ、当該部活動インストラクターに対し、部活動インストラクター単独引率指導依頼書（第2号様式）により依頼し、部活動インストラクター単独引率指導承諾書（第3号様式）により承諾を得ておくものとする。

5 引率指導の費用（旅費）

部活動インストラクターが当該職務に関連のある用務により旅行した場合には常勤職員の例により算出した旅費を支給する。

6 引率指導中の事故に対する災害補償

- (1) 生徒に対する災害補償
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる。
- (2) 部活動インストラクターの災害補償
部活動インストラクター取扱要領（令和2年4月1日教職員人事課施行の6保険に基づき校長が加入させた保険により手続きをとるものとする。

7 その他

- (1) この要領により、部活動インストラクターが単独引率指導をした場合は、その日数を通常の指導日数に含めるものとする。
- (2) 「学校教育団体」とは、神奈川県高等学校体育連盟、地区高等学校体育連盟、(一財)神奈川県高等学校野球連盟、神奈川県高等学校ゴルフ連盟、神奈川県高等学校文化連盟、神奈川県吹奏楽連盟、神奈川県合唱連盟を指す。
- (3) 「これに準ずる団体」とは、上記の「学校教育団体」と同様の趣旨に基づいて活動し、大会の開催にあたって、参加生徒に対する指導力及び安全管理能力を有する団体を指す。ただし、競技団体を除く。

附 則

この要領は、平成13年 7月 17日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年10月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から実施する。

附 則
この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から実施する。

付 則
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

部活動支援学生ボランティア事業実施要領

（事業の目的）

第1条 この事業は、教員を志望する意欲ある県内および近隣大学（以下「大学」という。）の学生に、県立学校での部活動指導にボランティアとして携わる機会を提供することで、地域に開かれた学校づくりを推進し、県立学校における部活動を活性化するとともに、将来の教育を担う学生の県立学校での継続的な指導体験を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学生ボランティア」とは、将来教育に携わることを希望する学生が、ボランティアとして県立学校で部活動指導を支援する者をいう。
- (2) 「受入れ校」とは、この要領の定めるところに従って学生ボランティアを受け入れる県立学校をいう。

（学生ボランティア）

第3条 学生ボランティアは、大学の学生のうち、次の条件を満たす者とする。

- (1) 将来教員となる意志を有し、教職課程を履修していること。
 - (2) 受入れ校の教育方針等を理解し、担当する部活動についての知識・経験を有し、県立学校の生徒に対して適切に指導できること。
- 2 前項第1号の規定に関わらず、大学が認める者は学生ボランティアとなることができる。

（期間）

第4条 学生ボランティアの受入れは、原則として6月以上とし、当該年度内とする。ただし大学が認めたときは、複数の年度にわたって受け入れることを妨げない。

- 2 受入れについては、原則として1回当たり2時間程度とし、週あたり平均して1回以上とする。

（場所）

第5条 学生ボランティアの活動場所は、原則として受入れ校とする。

（活動内容）

第6条 学生ボランティアは、受入れ校の校長等教職員の指示のもと、生徒に対して部活動に関する指導を行う。

- 2 学生ボランティアは、受入れ校の部活動顧問等の指示のもと、部活動での指導計画の企画作成に参画することができる。

（受入れ希望）

第7条 県立学校の校長は、学生ボランティアの受入れを希望するときは、様式1により保健体育課長に届け出る。

- 2 各学校への学生ボランティアの配置は、各学校からの受入れ希望をもとに大学と調整し、保健体育課長が結果を通知する。

- 3 各学校の校長は、前号の通知に基づき、学生ボランティアの候補者と面接等を行い、その受入れの諾否を決定し、その結果を保健体育課長に報告する。

(受入れ校の指導及び体制づくり)

第8条 受入れ校の校長（以下「校長」という。）は、次のことを行う。

- (1) 受入れにあたって、学生ボランティアに対して、教育方針、学校での部活動指導及び生徒への対応等、必要な事項の指導
- (2) 学生ボランティアに対する、受入れ期間内の継続的な指導
- (3) 受入れ校の教職員との良好な関係を保つための校内体制づくり

- 2 校長は、指導にあたって、学生ボランティアが、将来教員となる希望を有していることに留意する。

(報告)

第9条 校長は、半期ごとに、それぞれの学生ボランティアに係る活動実績及びボランティア活動内容について、様式2により保健体育課長に報告する。

(諸費用)

第10条 交通費等学生ボランティアとしての活動に係る諸費用は、学生の負担とする。ただし、学生ボランティアの受入れ校での活動に係る保険料については、原則として保健体育課が負担する。

(その他)

第11条 校長は、学生ボランティアの受入れ校での活動に支障が生じ、継続が困難になったときには、速やかに保健体育課長に連絡する。

附 則

この要領は、平成16年3月15日から施行する。

この要領は、平成17年2月28日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年6月15日から施行する。

この要領は、平成25年3月26日から施行する。

部活動支援社会人ボランティア事業実施要領

（目的）

第１条 この要領は、県立学校の部活動活性化に向けて、企業等連携協議会～かながわドリームアシストコミュニティ～Kanagawa Dream-Assist Community(通称 K D A C)に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）の社員等に、県立学校での部活動指導にボランティアとして携わる機会を提供し、県立学校における継続的な指導者を確保することを目的とする「部活動支援社会人ボランティア事業」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「社会人ボランティア」とは、加盟団体の社員等が、ボランティアとして県立学校での部活動指導を行う者をいう。
- (2) 「受入れ校」とは、この要領の定めるところにより社会人ボランティアを受け入れる県立学校をいう。

（社会人ボランティアの責務）

第３条 社会人ボランティアは、受入れ校の教育方針等を理解し、担当する部活動についての知識・技能・経験を備えるとともに、生徒を適切に指導しなければならない。

（期間）

第４条 社会人ボランティアの受入れは、原則として複数月にまたがる継続指導とし、同一年度内とする。ただし加盟団体及び受入れ校が認めたときは、複数年度にわたって受け入れることを妨げない。

２ 受入れについては、原則として１回当たり２時間程度とし、月に複数回程度とする。

（場所）

第５条 社会人ボランティアの活動場所は、原則として受入れ校とする。

（活動内容）

第６条 社会人ボランティアは、受入れ校の校長等教職員の指示のもと、生徒に対して部活動に関する指導を行う。

（受入れ）

第７条 県立学校の校長は、社会人ボランティアの受入れを希望するときは、様式１により保健体育課長に届け出る。

- ２ 各学校に配置する社会人ボランティアの候補者については、各学校からの受入れ希望のもとに、保健体育課長が加盟団体と調整し、その結果を当該校長に通知する。
- ３ 各学校の校長は、前号の通知に基づき、社会人ボランティアの候補者と面接等を行い、その受入れの諾否を決定し、その結果を保健体育課長に報告する。

(受入れ校の指導及び体制づくり)

第8条 受入れ校の校長は、次のことを行う。

- (1) 社会人ボランティアに対する、学校の教育方針及び学校での部活動指導並びに生徒への対応、活動で知り得た情報の保護等、必要な事項の指導
- (2) 受入れ校の教職員との良好な関係を保つための校内体制づくり

(報告)

第9条 受入れ校の校長は、半期ごとに、それぞれの社会人ボランティアに係る活動実績及びボランティア活動内容について、様式2により保健体育課長に報告する。

(諸費用)

第10条 社会人ボランティアの受入れ校での活動に係る保険料については、原則として、保健体育課が負担する。ただし、交通費等社会人ボランティアとしての活動に係る諸費用は、加盟団体または社員等の負担とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、部活動支援社会人ボランティア事業実施に必要な事項は、保健体育課長が定める。

附 則

この要領は、平成23年10月5日から施行する。

様式

神奈川県教育委員会教育長 殿

年 月 日

神奈川県立 学校
校長名

参考資料⑥

次のとおり合宿を実施したいので届け出ます。

全・定・通（○でかこむ）

部名		実 施 概 要							
		引率指導者 (職名) 氏名	参加人員	合宿地 (県・市町 村) 場所 宿泊先 (宿泊施設 名) 練習場所	期 間	経費概要 (1人当たり)	交通手段	備考 (食事が外注の 時は外注先記入・合 同合宿は合同で実施 する学校名記入)	
1			男 名	合宿地	自 月 日	交通費 円			
			女 名	宿泊先	至 月 日	宿泊費 円			
			合計 名	練習場所	泊 日	その他 円 計 円			
2			男 名	合宿地	自 月 日	交通費 円			
			女 名	宿泊先	至 月 日	宿泊費 円			
			合計 名	練習場所	泊 日	その他 円 計 円			
3			男 名	合宿地	自 月 日	交通費 円			
			女 名	宿泊先	至 月 日	宿泊費 円			
			合計 名	練習場所	泊 日	その他 円 計 円			
4			男 名	合宿地	自 月 日	交通費 円			
			女 名	宿泊先	至 月 日	宿泊費 円			
			合計 名	練習場所	泊 日	その他 円 計 円			

様式

年 月 日

保健体育課長 殿

(事務担当：学校体育指導グループ)

校長名 _____

登 山 ・ 山 行 活 動 実 施 届

次の実施計画に基づき登山・山行活動を実施したいので届け出ます。

学校名			課程別	全 ・ 定 ・ 通	電話		
部 名		期間	月 日 () ～ 月 日 () 山中 泊				
			予備日 月 日 () ～ 月 日 ()				
目的山城		形式	縦 走 ・ 定 着		費 用	円	
参加生徒	合計 名 (男子 年 名、年 名、年 名) (女子 年 名、年 名、年 名)						
引率責任者 (職・氏名)			引率指導 教員数合計	名	その他の 参加者	名	
コース・宿泊地等 ※予備日を設定する場合は記入してください。							
月 日 ()	コース (出発、到着時間等も記入)					宿泊予定場所	
/ ()							
/ ()							
/ ()							
/ ()							
/ ()							
/ ()							
コース等の概念図 (エスケープルートも記入)				緊急連絡先 (留守本部:管理職自宅など)			
				特記事項 (荒天対策、主な装備、非常食、通信機材など)			
				通信機 (有・無) 周波数帯 () MHz			
コールサイン ()							

(注) ・ 日程、目的山城等で大きな変更があった場合は、速やかに連絡してください。
 ・ 高体連登山専門部主催の講習会、大会等に参加する場合は、特に届けを必要としません。
 ・ 登山計画書の提出…該当山城の警察本部地域課もしくは登山指導センター等へも提出してください。

新聞社等取材回答速報

				所属名		
日時等	年 月 日 () : ~ : 電話 ・ 来庁 ・ 来校	取材者	社名・記者名		回答者	職名・氏名
件名						
(取材内容) Q A						
(掲載・放送予定日) 年 月 日 () 放映の場合の時間 : ~ : (紙名・番組名)						

【提出方法】

各室課：総務室教育ビジョン・広報 G へ 1 部提出。

各学校、社会教育施設等：事業所管課に提出。

事業所管課は収受印押印後の写しを総務室教育ビジョン・広報 G へ 1 部提出。

取材を受けた場合は必ず提出してください。

特に、当日または翌日に報道される可能性があるものは、取材後、すぐに提出してください。

必要に応じて、教育局幹部(教育長、教育局長、担当局長、副局長、教育監、総務室長)、知事・副知事へ報告してください。

年 月 日

(教育局 事業所管課) 長 殿

所 属 長

報道結果報告票

次のとおり報道されましたので、報告します。

発表・取材の別	記者発表（資料送付・会見・レクチャー・参考資料） ・ 取材
発表日又は 取材日	月 日（ ）
(発表の場合) 発表場所	() 地域県政総合センター・川崎県民センター
タイトル	
内容	
担当者名	(職・氏名) (電話番号)
報道媒体	【新聞】 記載例：神奈川新聞 横浜版（7月1日 朝刊） 新聞 版（ 月 日 朝刊・夕刊）
	【テレビ・ラジオ】 (媒体名) (番組名等) (放送日時) 月 日 午前・午後 時 分
	【その他】

※ 各学校、社会教育施設等から提出を受けた事業所管課は、收受印を押印の上、本報告票の写しを総務室教育ビジョン・広報グループに1部提出してください。

部活動としての合宿についての基準

部活動は、学校において計画する教育活動であり、合宿は通常の活動では得られないものを学ぶため、各学校の実情に応じ、常に綿密、周到な計画のもとに、生徒の健康管理や安全確保等に留意して実施しなければならない。

合宿を効果的かつ円滑に運営するため、次の実施基準及び実施上の留意事項を定める。

1 実施基準

(1) 目的

合宿は、集団生活を通して心身の健全な発達を促進し、豊かな人間性をはぐくみ、参加者が互いに協力し合って好ましい人間関係を育て、技術の向上に役立てることを目的として行う教育活動である。

(2) 合宿場所

合宿場所は、校内・外ともに教育的見地から慎重に検討して場所を選定する。但し国内に限る。

(3) 実施時期・期間

原則として、休業期間中に行い、1回の宿泊数は4泊5日以内とする。

(4) 届出

校長は原則として合宿を実施する一ヶ月前までに、別紙様式により神奈川県教育委員会教育長にすべての部活動を一括して届け出る。なお、合宿の実施まで一ヶ月の期間がない段階で決定した場合は、その段階で直ちに届け出るものとする。

(事務取扱は、文化部にあっては高校教育課、運動部にあっては保健体育課)

2 実施上の留意事項

(1) 計画

ア 日程、内容等は各学校の教育目標、生徒の能力・経験等を考慮のうえ、健康・安全に留意し、十分な成果が得られるよう計画する。

イ 参加する生徒については、家庭との連絡を密にし、必ず保護者の承諾を得る。

(2) 経費

保護者の経済的な負担を十分考慮した額とする。

(3) 引率指導者

ア 引率指導者は原則として顧問とし、教諭または総括教諭(教諭をもって充てた者。)を含むこととする。

イ 引率指導者の人員は、生活指導、技術指導等を考慮し、参加人数や合宿の形態等に応じて決定する。

ウ 顧問以外の引率指導者は、校長が認めた者に限る。

(4) 生活指導

合宿期間中は、練習のみならず、生活全般にわたって生徒の行動を的確に掌握し、適切な指導をする。

(5) 健康・安全の管理と指導

ア 合宿期間中は、生徒の体調に十分注意し、決して無理な活動とならないよう配慮する。

イ 火気、衛生等に十分留意する。

ウ 宿泊場所、練習場所として使用する施設・用具の安全点検及びその取り扱いに留意する。

エ 事故が発生した場合、校長は、必要に応じ、すみやかに医療機関、県教育委員会、警察、その他関係機関に連絡するなど、適切な措置をとる。

附則

この基準は、昭和54年5月18日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成20年2月7日から施行する。

合宿の案内通知（例）

年 月 日

保護者の皆様へ

神奈川県立〇〇高等学校
校 長 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇 部
顧 問 〇 〇 〇 〇

年度〇〇〇〇部〇季合宿について

〇〇の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから（平素は）〇〇〇〇部の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度〇〇〇〇部では、個々の技術向上とチーム力の充実を目的として、次のとおり夏季合宿を計画いたしました。

つきましては、ご家族でのご予定もあると思いますが、趣旨をご理解のうえ部員の参加についてご承諾いただきますようお願い申し上げます。

なお、参加申し込みにつきましては、合宿費を添え 月 日（ ）までに、担当者までご提出ください。

1. 目 的 個々の選手の技術向上とチーム力の充実を図る。
2. 日 時 年 月 日（ ）～ 月 日（ ） 泊 日
3. 場 所
4. 宿 舎
5. 費 用 〇〇, 〇〇〇 円

内訳 宿泊費・食費
交通費
施設費
雑 費

円
円
円
円

問い合わせ先
〇〇〇〇部
顧 問 〇 〇 〇 〇
電 話

きりとり

参 加 申 込 書

年 月 日

神奈川県立〇〇高等学校

校 長 〇 〇 〇 〇 殿

年度〇季合宿に参加することを承諾し、申し込みをします。

年 組 生徒氏名

保護者氏名 印

原 符

No.

金 〇, 〇〇〇 円

年度〇〇部合宿費用として

保護者氏名 納

年 月 日

取扱者印

領 収 書

No.

金 〇, 〇〇〇 円

年度〇〇部合宿費用として

保護者氏名 様

年 月 日

神奈川県立〇〇高等学校

校長 〇 〇 〇 〇

顧問 〇 〇 〇 〇 印

部費徴収通知（例）

年 月 日

保護者の皆様へ

神奈川県立〇〇高等学校
校 長 ○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○ 部
顧 問 ○ ○ ○ ○

年度〇〇〇〇部部費の集金について

〇〇の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから（平素は）〇〇〇〇部の活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度も〇〇〇〇部の1年間の必要経費として部費を集金させていただきたいと存じます。

つきましては、 月 日までに次の金額を顧問まで納入いただきますようお願いいたします。

なお、年度末には監査を実施し、文書により会計報告をさせていただきます。

金 額 〇, 〇〇〇円

使 途 ・大会参加費
 ・医薬品代
 ・消耗品代
 ・サプリメント代 など

問い合わせ先
〇〇〇〇部
顧 問 ○ ○ ○ ○
電 話

きりとり

原 符

No. _____

金 〇, 〇〇〇 円

年度〇〇〇〇部部費として

保護者氏名 _____ 納

年 月 日

取扱者印

領 収 書

No. _____

金 〇, 〇〇〇 円

年度〇〇〇〇部部費として

保護者氏名 _____ 様

年 月 日

神奈川県立〇〇高等学校
校長 ○ ○ ○ ○
顧問 ○ ○ ○ ○印

現金出納簿（例）

現金出納簿

年度

會計

(単位 円)

[illegible]

会計報告（例）

年 月 日

保護者の皆様へ

神奈川県立〇〇高等学校
 校 長 〇 〇 〇 〇
 〇 〇 〇 〇 部
 顧 問 〇 〇 〇 〇

年度〇〇〇〇部部費会計報告について

〇〇の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、今年度納入いただきました〇〇〇〇部部費についての会計報告を次のとおり行いますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点は、顧問までお問い合わせください。

1. 収入の部

(1) 部 費	〇, 〇〇〇円 × 〇〇名 = 〇〇, 〇〇〇円
(2) 前年度繰越金	〇, 〇〇〇円
(3) 利 子 等	〇〇円
合 計	〇〇, 〇〇〇円

2. 支出の部

(1) 大会参加費	
・ 〇〇〇〇大会	〇〇〇円 × 〇〇名 = 〇, 〇〇〇円
・ 〇〇〇〇大会	〇, 〇〇〇円
計	〇, 〇〇〇円
(2) △△△△代	〇, 〇〇〇円
(3) 〇〇〇〇代	〇, 〇〇〇円
(4) □□□□代	〇, 〇〇〇円
合 計	〇〇, 〇〇〇円

〇〇, 〇〇〇円 - 支出 〇〇, 〇〇〇円 = 残額 〇, 〇〇〇円
 残額 〇, 〇〇〇円は、次年度部費に繰り越させていただきます。

このとおり報告します。

年 月 日

会計担当 〇 〇 〇 〇 印

監査の結果、適正に処理されていきました。

年 月 日

会計監査 〇 〇 〇 〇 印

問い合わせ先
 〇〇〇〇部
 顧 問 〇 〇 〇 〇
 電 話

部活動に関する移動の 安全確保のための対策 神奈川版

参考資料⑮

(令和8年7月)

【趣旨】

令和8年5月、部活動の遠征のためのバス移動中に死傷者の出る重大な事故が発生。文部科学省等の取りまとめを受け、神奈川県の実情を踏まえた次の内容について、改めて確認・徹底に努めることとする。

1 ガバナンスの徹底



管理職は安全管理の責任者

学校管理職の事前承認、
生徒・保護者への事前連絡、
緊急連絡体制の確認。



顧問

生徒

保護者

2 適切な事業者選定と契約



貸切バス事業者安全性
評価認定制度 認定事業者



法令に基づく許可又は登録を
受けた交通事業者等であることを確認。
貸切バス事業者安全性評価認定制度
を参考に選定。
契約内容を**明確化**(見積・契約書)。
書面は整理して**保存**。

3 教職員等の同乗

緊急時の対応等のため、教職員等(部活動指導員、
条件を満たした部活動インストラクターも可)が同乗。
安全管理の責任を再認識。



4 安全意識の啓発



学校管理職・教職員等は、
移動の安全確保に関する
研修等への参加に努める。

学校組織全体として対応しましょう!

神奈川県教育委員会

部活動関係機関（令和２年５月現在）

<神奈川県教育委員会>

○支援部子ども教育支援課

○支援部学校支援課

○指導部高校教育課

○指導部保健体育課

〒221-8509 横浜市中区日本大通 3 3

電話 (045)210-1111 (代表)

<部活動関係団体>

○神奈川県高等学校体育連盟

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町 3 - 1 県立スポーツ会館内

電話 (045)311-8817

○神奈川県高等学校文化連盟

〒220-0073 横浜市西区岡野 1 - 5 - 8 県立横浜平沼高等学校内

電話 (045)320-1053

○神奈川県高等学校野球連盟

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 2 - 4 5 - 3 5

電話 (045)744-7788

○神奈川県中学校体育連盟

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町 3 - 1 県立スポーツ会館内

電話 (045)324-4405



神奈川県

教育委員会教育局
支援部子ども教育支援課・学校支援課
指導部高校教育課・保健体育課
横浜市中区日本大通 33 〒231-8509 電話(045)210-1111 (代表)